

税務署からのお知らせ

～「国税だより」より抜粋～

所得税及び復興特別所得税の 予定納税(第2期分)について

前年分の所得金額や税額などを基に計算した予定納税基準額が15万円以上となる場合には、原則、この予定納税基準額の3分の1相当額をそれぞれ7月(第1期分)と11月(第2期分)に納めることになっています。この制度を「**予定納税**」といいます。予定納税額は、確定申告の際に計算した税額から差し引くことにより精算します。

	第2期分
納 期	令和3年11月1日～11月30日
振替納税日	11月30日(火)
予定納税額の 減額申請書提出期限	令和3年11月15日(月)まで

振替納税に係る領収証書は発行されませんので、ご注意ください。

詳しくは、税理士個別相談会をご利用下さい。☎ 381-3135